

令和2年3月24日

## 学校法人徳山教育財団行動計画

教職員が、健康で自分の能力を発揮できる様に、ワーク・ライフ・バランスを実現し、健康管理体制の充実を図っていくために、次の行動経過を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：所定労働削減のため、事務職員の業務の見直しを図る。

ノー残業デーを実施する。

対策

- ・令和2年4月～ 所定外労働の現状把握し、周知をする。
- ・令和2年10月～ 月に1回のノー残業デーを実施する。
- ・令和3年4月～ 各課の業務を見直しし、特定の者に仕事が偏らないようにする。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均6日以上とする。

対策

- ・令和2年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- ・令和3年7月～ ワーク・ライフ・バランスの実現のための取得の促進を図る。
- ・令和3年4月～ 課内で計画的に取得できるよう業務を見直す。

目標3：産前産後休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険免除など制度の周知や情報提供を行う。

対策

- ・令和2年10月～ 法改正による制度の調査をする。
- ・令和3年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し周知する。